

P3

子どもの医療費について

P8

第9回 宿毛まるごと産業祭

P29

きぼうが丘保育園開園



宿毛市
SUKUMO CITY

令和4年度 宿毛市金婚夫婦表彰式

問 企画課 ☎ 62-1255

四万十市で開催される高知新聞社等主催の「金婚夫婦祝福式典」に合わせまして「宿毛市金婚夫婦表彰式」を執り行います。該当されるご夫婦はぜひご参加ください。

宿毛市では出席される方々を無料送迎バス（12時30分 宿毛文教センター発）で送迎いたしますのでご利用ください。

第65回 金婚夫婦祝福式典

日時 9月1日（木）14時～ **場所** 新ロイヤルホテル四万十 **締切** 6月10日（金）必着

資格 1972（昭和47）年1月1日～12月31日に結婚された県内在住のご夫婦（期間以前でも初参加なら可）※ただし前回第64回（中止）にお申し込みいただいたご夫婦の受け付けはできませんのであらかじめご了承ください。

申込先 〒780-8666 高知市本町3-2-15

（株）高知新聞企業 事業企画部「金婚式」係 ☎ 088-825-4328

申込方法 申込用紙（市役所3階企画課・各支所に設置）または便箋にお二人の氏名（ふりがな）、生年月日、年齢、職業（無職の場合は元職）、郵便番号、住所、電話番号、結婚記念日、氏名等の新聞掲載可否を明記したものを上記申込先まで郵送してください（戸籍抄本は不要です。）

※インターネット申込の詳細は高知新聞企業ホームページ

（<https://www.kochi-sk.co.jp/event/kinkon65.html>）でご確認ください。

※代理申込の場合は必ずご夫婦の同意を得たうえで、記入者の氏名、ご夫婦との関係、電話番号を明記し、お申し込みください。

※ご夫婦にまつわるエピソードがございましたら、便箋等にお書きいただき同封ください（任意）。取材の参考にさせていただきます場合がございます。

主催 高知新聞社・RKC高知放送・高知新聞社会福祉事業団



宿毛市教育委員会委員の任命

問 学校教育課 ☎ 62-1246

4月2日付で、教育委員会委員に秋場 尚誉 氏が新たに任命されました。

秋場 尚誉（あきば のぶよ）氏

略歴

平成8年 玉川大学文学部芸術学科卒業

平成8年 コミー（株）入社

現在 咸陽小学校 PTA 事業副部長



指揮支援車の寄贈

問 宿毛消防署 ☎ 63-3111（代表）
☎ 63-3300（火災・災害用）

この度、全国共済農業協同連合会高知県本部より指揮支援車を寄贈いただきました。ありがとうございました。

指揮支援車により、災害の現場で統括をしている指揮隊の迅速な出動に加え、現場での効率化をはかり、緊急消防援助隊出動においても万全の資機材・人員で出動が可能となります。

車両後部には27型のモニターでドローンの画像を映すことができ、災害時などや火災調査、捜索で画像を共有し確認することができます。また車両横にはサイドオーニングと呼ばれる日よけを出して、雨天時や日差しの強い日などに活用ができます。



出張受付 マイナンバーカード関係

問 市民課 ☎ 62-1233

産業祭において、マイナンバーカードの出張申請受付およびマイナポイント登録支援を行います。

日時 5月22日(日) 9時～15時 場所 産業祭会場 アリーナ内

マイナンバーカード申請

申請者 本人（マイナンバーカードを申請したことがない方）

持参物 ●本人確認書類（運転免許証、健康保険証、介護保険証など）

●個人番号交付申請書 ※マイナンバーが分かる書類があれば申請がスムーズです。

●証明写真 ※会場では申請用顔写真を無料で撮影するサービスも行います。



申請後約1カ月で、交付通知書（はがき）が送付されますので市民課にてカードの受け取りをお願いします。

マイナポイント、保険証、公金口座の各種登録

登録者 本人（マイナポイント登録をしたことがない方）

持参物 ●本人のマイナンバーカード ●数字4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）

【マイナポイント】キャッシュレス決済サービスID/セキュリティコード

【公金口座】登録したい口座情報（記号・番号など）、数字4桁の暗証番号（券面補助入力用）

※健康保険証は、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書のみで登録できます。



水道料金・下水道使用料の支払い スマホ決済ができます

問 水道課 ☎ 62-1248

5月1日(日)から、発行年月日が令和4年5月1日以降の納付書（再発行・督促状を含む）で水道料金・下水道使用料がスマートフォンの決済アプリで納付できるようになります。曜日や時間を気にすることなく日本全国どこからでも納付できるようになります。

なお、今後も金融機関の窓口等や、コンビニエンスストアでの支払いも可能です。

※スマホ決済の場合は領収書に領収印を押すことがありませんので、重複納付にご注意ください。



水道料金・下水道使用料の納付対応スマホアプリ

●LINE Pay ●PayPay ●楽天銀行アプリ ●au PAY ●PayB ●ファミペイ

※こちらは水道料金・下水道使用料の対応情報ですので、ほかの税金等については、担当課にお問い合わせください。

スマホアプリでの納付ができない納付書

●発行年月日が令和4年5月1日より前のもの ●破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの

●金額が30万円を超えるもの ●金額を手書きで訂正したもの ●バーコードが印刷されていないもの

子どもの医療費が18歳年度末まで無料になります

問 福祉事務所 ☎ 62-1240

児童が病気やケガにより医療機関を受診した場合の医療費を助成する制度について、6月1日より、対象がこれまでの中学校修了前（15歳に達する以後最初の3月末日まで）の児童から、18歳年度末（18歳に達する以後最初の3月末日まで）の児童に拡充します。

申請が必要な方

平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童（修学の都合で宿毛市以外に住民票をおいている児童を含む）

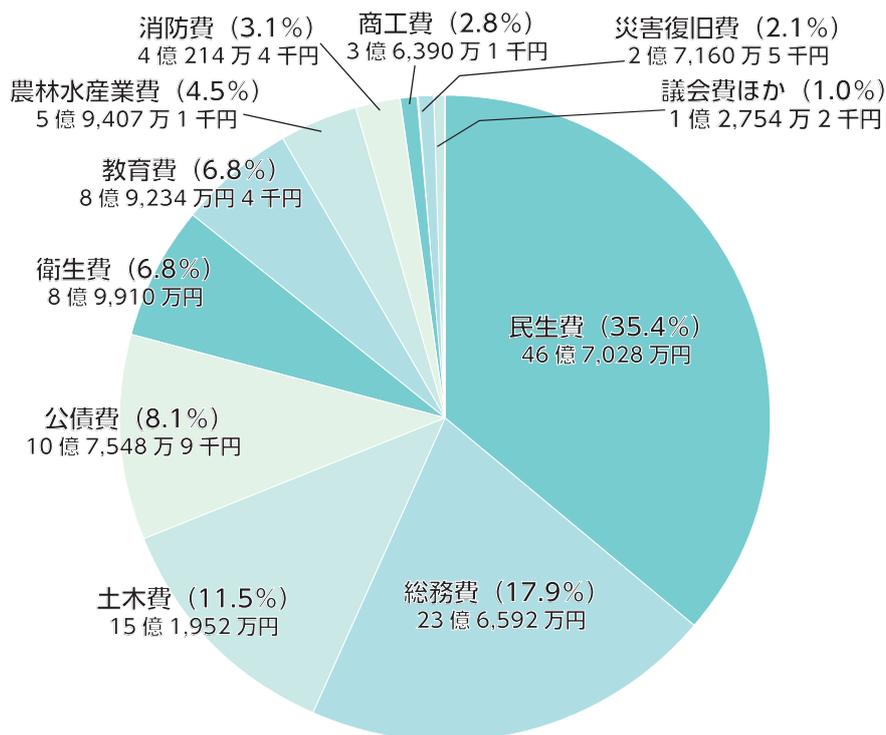
※4月1日現在該当となる児童には申請書を送付済み。

※平成19年4月2日以降生まれ（中学3年生まで）の方には、有効期限を延長した児童福祉医療費受給者証を今月末までに送付しますので、申請の必要はありません。

申請期限 5月20日(金) 必要書類 対象児童の健康保険証の写し



一般会計の歳出



令和4年度 宿毛市の

予算

令和4年度予算案の概要をご報告します。
税金がどのように活かされているかご確認ください。

一般会計総額 131億8,191万6千円

一般会計

本年度の一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症に対する感染対策や経済対策に係る事業に加え、重要施策に位置付けてきた産業振興・観光振興・防災対策・人口減少対策・子育て支援対策・高齢化社会対策・文化芸術とスポーツ振興を中心に予算編成を行いました。

その結果、総額は131億8,191万6千円となり、過去最高の予算規模となった前年度より29億5,682万5千円、約18.3%の減となりました。今後も厳しい財政運営が予想されますが、限られた財源の中でより効率的、効果的な運営に努めていきます。

特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合にその経費を明確にするため、一般会計と区別して設けられる会計です。

宿毛市では、令和4年度は左の表のとおり、国民健康保険事業から後期高齢者医療まで11の特別会計を設けています。本年度の特別会計予算総額は、70億3,828万8千円で、前年度に比べ全体で9,722万8千円の増となっています。

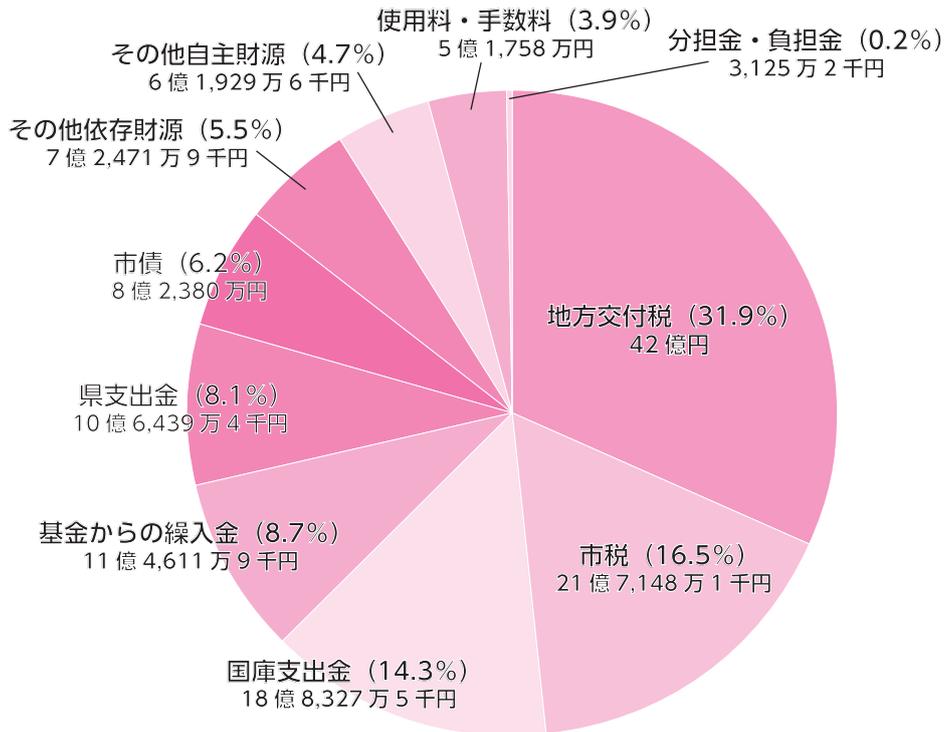
企業会計

企業会計は、地方公共団体の経営する会社のようなもので、地方公営企業法の適用を受けるものをいい、宿毛市では水道事業会計がこれにあたります。

本年度の水道事業会計予算は8億7,747万1千円で、前年度より2,518万9千円の減となっています。

問 総務課 ☎ 62-1253

一般会計の歳入



一般会計の主な施策

奨学金返還助成事業

600 千円

本市に転入した 40 歳未満の者に対して、返還した奨学金の一部を助成することで、大学や専門学校等の進学により市外へ転出した若年層のウターン及び定住を支援するもの。

地域集会所耐震化促進事業費補助金

11,835 千円

市内の自治会等が所有する集会所等の施設について、施設の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事にかかる費用の一部を補助することで、避難所として活用できる施設数を増加させ、市内の避難者収容能力の拡大を図るもの。

宿毛市福祉医療費助成事業

8,195 千円

これまで中学校修了前児童を対象に行っていた医療費の助成（無償化）について、令和 4 年 6 月より高等学校修了前児童まで助成対象を拡大することで、児童の保健の向上と福祉の増進を図るもの。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

8,319 千円

介護予防等の観点から、高齢者保健事業、国民健康保険保健事業及び地域支援事業（介護保険）等を一体的に取り組み、心身の多様な課題への対応や決め細やかな支援を通じて、健康寿命の延伸を図るもの。

宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金

3,000 千円

新型コロナウイルスの影響を受けた宿毛市内の中小企業者が、新しい生活様式に対応したキッチンカー等による飲食の移動販売等を行う際の費用を補助し地域経済の活性化を図るもの。

図書館新システム導入事業

13,942 千円

図書館システムを新たなシステムに更新し、システムのクラウド化やインターネット検索機能の充実を図り、自動貸出返却装置を備え、接触機会の低減による感染対策や利用者のプライバシーの保護を図るもの。

都市計画道路桜町・沖須賀線整備事業

18,170 千円

浸水が予測されている本市中央区において、避難場所へ向かう都市計画道路桜町・沖須賀線について、狭窄区間の解消等を実施し津波避難の円滑化と歩行者に配慮した整備を行うことで居心地がよく歩きやすくなるまちづくりを推進するもの。

史跡巡りスタンプラリー事業

59 千円

史跡の周遊促進としてスタンプラリーを行い、歴史ふれあい広場をはじめとした歴史館周辺史跡への造詣を深め、参加者にオリジナルトートバッグを配布し使用してもらうことで歴史館の周知を行うもの。

会計	予算額	前年度比 (増減率)
一般会計	131 億 8,191 万 6 千円	-18.3%
国民健康保険事業	28 億 3,044 万 6 千円	0.0%
へき地診療事業	5,084 万 2 千円	7.8%
定期船事業	2 億 7,104 万 3 千円	-9.7%
特別養護老人ホーム	1 億 1,270 万 3 千円	-8.6%
学校給食事業	2 億 2,575 万 6 千円	-11.8%
下水道事業	6 億 5,422 万 5 千円	14.1%
国民宿舎運営事業	1,536 万 4 千円	51.6%
介護認定審査会	375 万 1 千円	-1.0%
介護保険事業	25 億 3,451 万 7 千円	2.7%
土地区画整理事業	4 万 1 千円	-98.0%
後期高齢者医療	3 億 3,960 万円	4.3%
特別会計計	70 億 3,828 万 8 千円	1.4%
水道事業会計	8 億 7,747 万 1 千円	-2.8%

宿毛市自転車ヘルメット 購入費補助金

自転車を利用する児童生徒のヘルメット着用を促進し、通学の安全を図るため、自転車ヘルメットの購入に際し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象ヘルメット

安全基準に適合したヘルメットで、市内の販売店で購入したもの。

金額 購入費の2分の1以内
(上限額 2,000円)

対象者 自転車で宿毛市内の小中学校に通学する小学4年生から中学3年生の保護者で市税を滞納していない方

問 学校教育課 ☎ 62-1246

クロスボウ所持禁止・許可制に

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります。

令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかりますのでご注意ください。

廃棄する場合には最寄りの警察署に持ち込んでください。無償で処分を行っています。

期限 9月14日(水)まで

場所 住所地を管轄する警察署生活安全課または刑事生活安全課

※警察本部、交番、駐在所では引き取りません。詳しい法改正の内容は警察庁ホームページでご確認ください。

問 高知警察署生活安全課
☎ 088-822-0110



農業者年金の現況届は忘れずに提出を!

農業者年金を受給されている方は、現況届を農業委員会に必ず提出してください。

用紙 5月末ごろ直接受給権者に送付

期限 6月30日(木)

提出がない時は、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

農地・農業者年金相談コーナー

日時 5月22日(日) 9時～15時

場所 第9回すくもまるごと産業祭会場
(宿毛市総合運動公園)

農地・農業者年金相談コーナーを開設します。お気軽に相談ください。

問 農業委員会事務局 ☎ 62-1244

全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権 110番

全国の法務局では、全国统一の電話番号により人権相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

全国共通人権相談ダイヤル

☎ 0570-003-110 (ナビダイヤル)

※一部のIP電話からはご利用できない場合があります。

時間 平日8時30分～17時15分

内容 ●差別待遇 ●コロナ問題 ●暴行・虐待 ●ハラスメント ●いじめ・体罰 ●名誉毀損・プライバシー侵害等人権問題に関するあらゆる相談

相談料 無料

※秘密は厳守します。

※法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

問 人権推進課 ☎ 62-1258

高知地方方法務局人権擁護課

☎ 088-822-3503

無料人権相談

婚姻・扶養・相続・金銭貸借・土地建物貸借・登記・戸籍・交通事故などに関わる人権問題についてのご相談を承ります。

※予約制につき、事前にご連絡ください。※相談時間は、お1人30分以内です。

※相談は無料、秘密は厳守します。

日時 5月26日(木) 13時～15時

場所 高知地方方法務局四万十支局

内容 弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談

※特に、法律関係でお困り、お悩みの方はぜひご相談ください。

日時 6月1日(水) 10時～15時
(12時～13時 お昼休み)

場所 宿毛文教センター 2階 会議室3

内容 宿毛市人権擁護委員による人権相談

主催 高知地方方法務局四万十支局

問 高知地方方法務局四万十支局

☎ 0880-34-1600

人権推進課 ☎ 62-1258

市営住宅入居者募集

市営住宅

団地 ●平井団地 1戸3DK
●西町第2団地 1戸3DK
●小森第2団地 1戸3DK

受付 5月11日(水)～24日(火)

※土日・祝日を除く。

西町地域振興住宅

所在地 西町4丁目2番20号

間取り 3DK(6帖×2、4帖半)

構造 鉄筋コンクリート造5階建て

※エレベーター無

契約 定期借家方式

家賃 3万円 **共益費** 2千円

駐車場 1千円/1台

敷金 9万円(家賃×3ヵ月)

受付 随時受付(土日・祝日を除く)

共通

入居にあたり、条件があります。

申込書 次の場所で配布しています。

●都市建設課 ●東部支所 ●小筑紫支所

場所 都市建設課で受付

問 都市建設課 ☎ 62-1251

奨学金返還支援

令和4年3月1日以降に本市にUターンし、大学等の就学のため貸与を受けた奨学金を返還している方を対象に、奨学金の返還を支援します。

助成額 返還した奨学金等の月額または1万円のいずれか低い額
(年間12万円上限)

期間 初年度の助成金の交付決定において対象となった奨学金等の返還月から起算して60ヵ月を限度

※詳しくはホームページをご覧ください。

問 企画課 ☎ 62-1256

写真展「スマホで撮った大谷山(宿毛テレビ塔)の四季色々」

日時 5月9日(月)～5月16日(月) 9時～17時

場所 宿毛文教センター 1階 ホワイエ

料金 無料 **主催** 泥谷 勝之 **後援** 宿毛市教育委員会

普段の散歩コースで撮りためた写真を展示しますのでぜひご来場ください。

問 泥谷 勝之 ☎ 090-2103-3413 中央公民館 ☎ 63-2618

宿毛市中小企業者経営支援事業補助金

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、新たな事業展開を行う中小企業者の経営支援を目的として、金融機関からの融資を受ける際の保証料および利息を補填する助成制度を創設しました。

対象者 市内に店舗、事業所を有する中小企業者で高知県の産業振興計画推進融資を利用する方

内容 1事業者あたり1千万円を融資の上限として、10年間の保証料負担をなくし、年利1.8%以内の利息を4年間補填します。

受付 5月16日(月)～令和5年3月31日(金)

※融資の受付は令和4年度のみ。融資全体の1億円に達し次第締め切ります。

☎ 商工観光課 ☎ 62-1242

キッチンカー等導入支援事業費補助金

市内の事業者の皆さんによる、キッチンカー等による飲食の移動販売等の取り組みを支援します。キッチンカー営業をご検討中の方は、ぜひご活用ください。

対象者 市内に店舗、事業所を有する個人事業主または法人の方で、調理加工ができる設備を備えた自動車による飲食の移動販売を行う方

条件 保健所でのキッチンカー等による飲食販売に必要な申請、届出を行っていること

経費 車両改修費、機械設備費、広告宣伝費、委託費などキッチンカー等導入に必要な経費(車両購入費は除く)

金額 補助対象経費の4分の3以内(上限75万円以内)

受付 5月16日(月)～12月28日(水) ※予算額に達し次第受付終了

☎ 商工観光課 ☎ 62-1242



高知県の情報ポータルサイト



高知県総合防災訓練 地域防災フェスティバル

南海トラフ地震や風水害による大規模災害を想定し、消防車やヘリコプターなどを使った総合防災訓練を実施します。起震車体験や住宅の耐震相談コーナー、飲食ブースなどもあります。

日時 5月28日(土)10時～15時(予定)

場所 ●訓練…四万十市不破(四万十川左岸河川敷・国道56号渡川大橋下流)

●フェス…訓練会場と同じ

☎ 高知県危機管理部 危機管理・防災課 ☎ 088-823-9320

認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指しています。取り組みの一つとして、認知症と上手に付き合っていくための正しい知識を得る機会として出前講座を実施しています。

内容や日程等は、毎月社会福祉協議会が発行の「社協だより『ふれあい』」でお知らせします。お気軽にお申し込みください。

時間 30分～90分 (内容によって異なります。)

内容 ●認知症について ●認知症の方との接し方についてなど

対象者 市内在住の方

☎ 宿毛市地域包括支援センター ☎ 65-7665
長寿政策課 ☎ 62-1234

宿毛文教センター臨時休館

5月23日(月)は、宿毛文教センター全館の殺虫消毒を行うため、入館することができません。

当日は職員(管理人含む)が終日不在。

☎ 中央公民館 ☎ 63-2618

宿毛市危険老朽空き家除却事業

市内で増加する空き家の対策として、地域の活性化と市民の安全・安心の向上を図るため、危険老朽空き家を解体する場合、費用の一部を補助します。

対象 市内にある長期にわたり使用されていない個人の居住用住宅または空き建築物で、老朽化が著しく危険性がある建築物

金額 解体に要する費用の5分の4以内(上限額160万円)

募集 6件程度

申請書 都市建設課で配布

受付 5月2日(月)～6月30日(木) ※土日・祝日を除く。

※詳しくはお問い合わせください。

☎ 都市建設課 ☎ 62-1251

梅祭り

今年も梅の実の収穫時期がやってきます。お好みの大きさ、熟れ具合を確認してご自分の手で収穫をしてみませんか。

日時 5月29日(日)9時～14時

5月30日(月)～6月5日(日) 11時～14時

場所 楠山公園(橋上町楠山)

料金 200円/kg

特産品販売

日時 5月29日(日)9時～14時

※売り切れ次第終了

※小雨決行

☎ 山里の家 ☎ 64-7037

愛館日の清掃奉仕

中央公民館でサークル活動を行っている皆さんやボランティアの方々にご協力いただき、文教センター清掃奉仕活動を行います。ぜひ参加をよろしくお願いいたします。

時間 8時30分から2時間程度

実施日 4月27日(水) 5月25日(水)

6月29日(水) 7月27日(水)

8月31日(水) 9月28日(水)

10月26日(水)

令和5年3月29日(水)

☎ 中央公民館 ☎ 63-2618

休日市税納付窓口開設日

月	日	場所	開設時間
5	22(日)	市役所税務課	9:00～17:00

●お昼休みも納付できます。●コンビニ等で納付ください。

納付は **口座振替・コンビニ納付** が便利

納期限	軽自動車税 全期	5/31(火)
	固定資産税 1期	

高知けいば
パルス宿毛

5月 1・7・8・14・15・21・22・29・31

6月 11・12・18・19・25・26

今月の「はなちゃんクイズ!」コーナーは、お休みします。☎ 企画課 ☎ 62-1255

イベント

すくも マルシェ

宿毛!! ワクワクたいけんひろば!!

子どもだけでなく高齢者や障害者など誰もが垣根なくすごせる居場所づくりを目指しています。

5月7日(土) ボッチャ教室

日時 5月7日(土) 10時～12時

内容 年齢や障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるスポーツ、ボッチャを体験します。

5月21日(土) 多肉植物寄せ植え教室

日時 5月21日(土) 10時～12時

内容 いろいろな種類の多肉植物を使って寄せ植えをします。

講師 多肉のあっちゃん

LINEでの
申込みも
受付けます。



主催 宿毛市

参加費 500円

対象 小・中学生とその保護者

申込 事前申込制

場所 正和児童館

※皆さんに安心して参加していただけるよう、マスクの着用、手指の消毒などの新型コロナウイルス感染予防対策をしっかりと行っただうで開催します。皆さんのご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため内容を変更、中止にすることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

問 (特非) じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321 (土日・祝を除く9時～17時)

5月21日(土) しげちゃんち ～障害のある子どもと その家族みんなで楽しもう～

障害のある子どもやそのきょうだい児が、遊びを通して様々な体験や交流ができ、保護者同士も情報交換や相談し合える場所を目指しています。

日時 5月21日(土) 14時～15時30分

内容 ハンディキャップヨガ

講師 はなまるキッズこうち

※感染防止対策として、マスクの着用、手指の消毒などのご協力をお願いします。

※子どもだけの参加はできません。

対象 18歳未満の障害のある子どもやそのきょうだい児・保護者

参加費 無料

申込 申込制(定員20名程度)

場所 正和隣保館

主催(特非) じんけんネットすくも

後援 宿毛市

問 手代岡児童館 ☎ 66-0756

(土日・祝日を除く9時～17時)

5月14日(土) 「春の山野草と 四万十川石」展

幡多地域で活躍する山野草愛好会のメンバーと、愛石玉水会の展示会を開催します。

そっと野山に育つ無数の草木や、春になるときれいな花を咲かせる山野草の魅力、40年に渡り探し求めた「四万十川石」の自然が作り上げた姿をどうぞご覧ください。

日時 5月14日(土)～22日(日) 9時～17時
※月曜日休館

場所 宿毛まちのえき林邸

山アジサイの育て方講座

日時 5月15日(日) 10時～11時30分

参加費 500円 **申込** 予約制(定員10名)

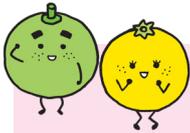
内容 山アジサイを育ててみたい初心者向けの講座です。山アジサイのお持ち帰りができます。

問 宿毛まちのえき林邸 ☎ 0880-79-0563
(月曜休み)

第9回宿毛まるごと産業祭

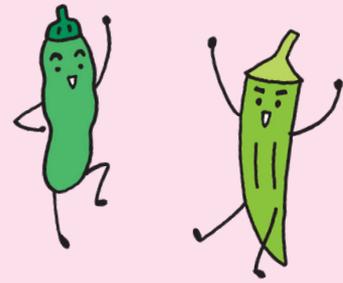
日時 5月22日(日)
9時～15時

場所 宿毛市
総合運動公園



日程表

9:00	オープニングセレモニー(もち投げは行いません)
9:30	鮮魚等即売会
10:00	木工教室(1回目)
11:30	木工教室(2回目)
13:00	丸太重さ当て大会
14:00	特産品争奪〇×クイズ大会 宿毛の特産品を狙って、参加してみませんか? どなたでも参加OK
15:00	イベント終了(もち投げは行いません)



鮮魚の即売や特産品に関するイベントに加え、丸太重さ当て大会や木工教室、ふれあい移動動物園など子どもの楽しめるイベントも盛りだくさん!!
市民体育館のアリーナと体育館前の広場などに出展ブースを設け、宿毛市の特産品の展示販売や産業製品の展示などを行います。皆さん、お誘い合わせのうえ、ご来場ください。

※ご来場の際は検温、マスクの着用等新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえでご来場ください。

※入場時には検温、手指消毒等をお願いする予定ですのでご了承ください。

※宿毛市近隣の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、ワクチン接種の確認や未接種の方へ抗原検査を求める場合がありますのでご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止になる場合がございますのでご了承ください。

問 産業振興課 ☎ 62-1243 ✉ sangyou@city.sukumo.lg.jp

こども食堂 ゆめ

産業祭に出店します!

時間 11時～ **場所** 宿毛市総合運動公園・屋外

内容 ご家族、お友達と一緒にぜひご来店ください!

【5月のメニュー】

- カレーライス ●サラダ ●くだもの
- ほうれん草のキッシュ ●文旦ジュレ

料金 大人：300円 子ども：100円(小学生以上)
幼児：無料

主催 NPO法人ゆめ・スマイル(こども食堂ゆめ)

後援 宿毛市

※いただいた食材などを使用します。メニューを変更する場合がありますが、ご了承ください。※アレルギー対策はしていません。

問 こども食堂ゆめ ☎ 090-5146-7529

ゆめ・スマイル

みんなの 家 おうち



心も体もホッとできるあたたかい、安心安全な第3の居場所を提供する事業、イベントを行っています。開催予定は次のとおりです。

日時 毎週火・木曜日13時～18時

場所 みんなの家 おうち(中央1丁目1-30)

参加費 無料

内容 子どもから大人までの居場所

赤ちゃん連れや地域の方など誰でも利用できます。スタッフと一緒に物づくりを楽しみませんか?宿題したり、遊んだり、お友達と一緒にどうぞ!

主催 NPO法人ゆめ・スマイル **後援** 宿毛市

問 ゆめ・スマイル ☎ 090-4780-5706

宿毛の教育について

宿毛市教育長 鎌田 勇人

令和4年度教育行政方針を抜粋してお知らせします。

人権教育

不当な差別をなくするため、あらゆる機会を通じて人権教育を積極的に推進し、全ての人が人として尊重し合える明るいまちづくりと人権意識の向上に努めます。

重点目標・施策

●人権週間等を通じた啓発活動をはじめ、人権教育推進講座を実施するとともに、関係機関・団体と連携しながら人権教育の推進に努めます。

学校教育

「21世紀を心豊かに生き抜くことのできる子どもの育成」を基本として、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心を培うとともに、

に、健やかな身体を養うことを目指して学校教育の充実に取り組みます。

学習指導要領では、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、実際の社会や生活で生きて働く「知識および技能」の三つの力をバランスよく育むことが求められており、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力の保障と豊かな人間性の向上に取り組みます。

●児童・生徒数の動向を見極めながら、学校再編と併せて小中一貫教育を推進します。

重点目標・施策

●全国学力・学習状況調査や到達度把握調査、高知県学力定着状況調査の結果を学校現場と共有・分析し、基礎学力の定着と学力の向上に繋げていきます。

●いじめ問題や不登校対策において関係機関と連携を密にする中でよりきめ細かな取り組みに努めます。

●道徳教育や人権教育の充実を図り、人権を尊重する心

学校給食

の育成に努めます。

●キャリア教育を宿毛市教育施策の柱の一つとして推進する中で、明治維新以降活躍した郷土の偉人の学習や宿毛の文化、産業などの体験活動を通じて知識や理解を深め、自分が好き・友達が好き・郷里（ここ）宿毛が好きと思える児童生徒の育成に努めます。

●教育研究所を中心として教科研修の充実を図る中で、授業改善、指導力の向上に努めます。

●生活習慣や運動習慣の確立に向けた取り組みを行い、子どもたちの体力・運動能力の向上に努めます。

重点目標・施策

●児童生徒へ一人一台の端末が導入され、教育現場においてICT機器を有効活用することにより、高度情報化社会に適應できる子どもの育成に努めます。

●南海トラフ地震に備え、老朽化が懸念される各施設の改修等に努めます。令和3年度に実施した西地区の小中学校の移転適地調査を受け市長部局と適地の検討をしてまいります。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であり、栄養教諭が学校給食を生きた教材として活用し、食に関する指導の更なる推進に向け取り組みます。

重点目標・施策

●安心・安全な学校給食を提供するため、衛生管理の徹底を図ります。

●新たな給食センターの整備は、秋頃より建設工事に着手予定としています。この整備により、これまで以上に多様な食事内容、さらに美味しい給食の提供によって、学校における食育の推進に取り組みます。

生涯学習

生きがいと潤いのある人生を過ごすことができるよう、地域の皆様が気軽に集える機会を提供し、自発的に学習できる機会を充実させることにより、地域全体の教育力の向上を図り、一人ひとりの人

権が尊重され、子どもたちが健やかに育つ豊かで文化的な地域社会づくりに取り組みます。

重点目標・施策

●宿毛市展や芸術祭などの芸術・文化に親しむ機会を提供し、公民館の各種サークル活動の育成支援を行うなど、文化活動の支援に努めます。「宿毛市市民講座」を開催し、市民の方々に学びの機会を提供することで、豊かで生きがいのある生活を実感していただくよう取り組みます。

●サイクルフェスティバルや宿毛マラソンなどの開催により、生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの推進に努めます。

●「広報すくも」や図書館だより「さくら」、文教センター利用情報提供システム等を通じ、学習情報の提供に努めます。坂本図書館では令和4年度より祝日開館とすることで利用者の利便性向上に努めます。

すくも 市議会だより

第110号

編集 議会だより編集委員会 発行 宿毛市議会

定例会の概要

令和4年第1回定例会は、2月28日に開会し、23日間の会期で3月22日に閉会しました。

補正予算

市長から提出された議案は、専決処分2件、「名誉市民の選定同意」など人事議案6件、「令和4年度宿毛市一般会計予算」など予算議案24件、「宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定」など条例議案21件、「工事請負契約の締結」などその他議案7件の合計60議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

◎一般会計(議案第9号)
令和3年度補正予算は、3億3300万6千円が減額され、総額で182億9309万5千円となりました。

当初予算

◎一般会計(議案第20号)
令和4年度一般会計予算は総額131億8191万6千円、前年度より29億5682万5千円の減額となっています。(詳細は、4～5ページをご参照下さい。)

(歳出の主なもの)

- ◎新型コロナウイルスワクチン接種事業
.....5855万5千円
- ◎地域集会所耐震化促進事業費補助金1183万5千円
- ◎宿毛市福祉医療費助成事業
.....819万5千円
- ◎高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
.....831万9千円
- ◎道の駅すくもサニーサイドパーク改修事業
.....2億3857万9千円
- ◎キッチンカー等導入支援事業費補助金.....300万円
- ◎森林経営管理制度業務委託料.....1420万円
- ◎地方道整備事業
.....3億9566万7千円

議案の主な内容は、次のとおりです。

市長から提出された議案は、専決処分2件、「名誉市民の選定同意」など人事議案6件、「令和4年度宿毛市一般会計予算」など予算議案24件、「宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定」など条例議案21件、「工事請負契約の締結」などその他議案7件の合計60議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

第1回(3月)定例会日程

2月28日(月)	3月1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	
開会	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休
行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明	議案等精査																						
議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程	議案上程
一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問
委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査
委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

専決処分

◎専決処分した事件の承認について（議案第2号）

ふるさと寄附金の増額により、緊急に予算補正する必要があるため、総額で1億5649万1千円を追加したものです。

条例

◎宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について（議案第33号）

地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しを行うことができ、本条例を制定することから、

◎宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定について（議案第34号）

現在進めている庁舎などの大型建設事業の財源の多くは市債によって賄っていることから、後年度の公債費にかかる負担を軽減するための財源確保を目的として、本条例を制定するものです。

◎宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について（議案第42号）及び宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について（議案第43号）

橋上小学校を宿毛小学校へ、橋上中学校を宿毛中学校へ、それぞれ令和6年4月1日から統合するため、両条例の一部を改正するものです。

◎宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（議案第46号）

これまで「中学校終了前の児童」の医療費に係る自己負担額を助成してきたが、令和4年6月1日から対象を「18歳年度末までの児童」に拡大するため、本条例の一部を改正

◎宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（議案第49号）

「すくもいきいきサロン」について、稼働日及び稼働時間の拡充を図るため、本条例の一部を改正するものです。

その他

◎指定管理者の指定について（議案第58号）

「株式会社すくもグリーン企画」を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間、「宍湖ゴルフパーク」の指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものです。

◎工事請負契約の締結について（議案第59号）

「沖の島〜片島航路」の船舶建造工事について、契約の相手方及び契約金額が決定したので、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものです。

◎特定事業契約の変更について（議案第60号）

平成31年3月27日の議会議決を受け「宿毛学校PFI株式会社」と契約締結した「宿毛市における小中学校整備事業」について、校舎建築に際して杭工法等を変更したことに伴う変更契約を締結する必要が生じたので、議会の議決を求めるものです。

人事案件

次の人事議案を同意しました。

○議案第3号 宿毛市名誉市民の選定同意について

梶原 大樹（かじわら だいき）氏

○議案第4号 宿毛市名誉市民の選定同意について

岡本 知高（おかもと ともたか）氏

○議案第5号 教育委員会委員の任命同意について

秋場 尚誉（あきば のぶよ）氏（新任）

○議案第6号 監査委員の選任同意について

松岡 博之（まつおか ひろゆき）氏（新任）

○議案第7号 固定資産評価審査委員の選任同意について

谷 弘美（たに ひろみ）氏（新任）

○議案第8号 固定資産評価審査委員の選任同意について

三本 義男（みつもと よしお）氏（再任）



◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	専決処分した事件の承認について	承認
第3号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	同意
第4号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	同意
第5号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
第6号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意
第8号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意
第9号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第10号～ 19号	令和3年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）及び水道事業会計の補正予算について	原案可決
第20号	令和4年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第21号～ 32号	令和4年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・特別養護老人ホーム・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・幡多西部介護認定審査会・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）及び水道事業会計の予算について	原案可決
第33号	宿毛市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	原案可決
第34号	宿毛市特定施設整備事業減債基金条例の制定について	原案可決
第35号	宿毛市公共下水道区域外流入分担金条例の制定について	原案可決
第36号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第41号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決
第42号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第43号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第44号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第45号	宿毛市公民館使用条例の一部を改正する条例について	原案可決
第46号	宿毛市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第47号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第48号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第49号	宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第50号	宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第51号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
第52号	宿毛市の行政推進に協力した者の災害給付に関する条例の廃止について	原案可決
第53号	宿毛市一般職員等の給与に関する特例を定める条例の廃止について	原案可決
第54号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の変更について	原案可決
第55号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
第56号	高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決
第57号	高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決
第58号	指定管理者の指定について	原案可決
第59号	工事請負契約の締結について	原案可決
第60号	特定事業契約の変更について	原案可決
決議案第1号	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について	原案可決

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

第1回（3月）定例会の一般質問は、7日、8日の2日間に8人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



高倉 真弓 議員

新庁舎について

問 移転の行程について問う。

答 予定通り工事も進み3月29日引き渡し、4月中旬に机椅子等の備品搬入、4月24日には、きぼうが丘保育園と新庁舎の落成式及び内覧会をし、5月2日から新庁舎での業務を開始する予定である。

問 危機管理体制を問う。

答 防犯カメラ及び機械警備を整備し、休日夜間については宿日直を配置する。南海ト

ラフ地震発生後は復旧復興の司令塔としての環境整備を図っており、情報収集共有、災害対応の機能の強化をしている。非常用発電、断水対応は其々7日間可能であり、緊急用ヘリポートやマンホールトイレの設置、食料や毛布を備蓄、隣接のきぼうが丘保育園は避難所の機能を有する施設になっている。

サニーサイドパークの遊具について

問 新しくなるサニーサイドパークは市民の期待に沿えるか問う。

答 観光拠点となる道の駅としての機能充実はもちろん公園機能についても再整備する。現在実施計画の作成中であり、地形を生かした遊具を設置し、特徴ある海辺の公園とするこ

とを検討している。安心して子供を遊ばせる空間、大人も気が休まる憩いの場となるよう整備を行う。

コロナにおける教育の損失について

問 コロナ感染症の影響による学力の低下が新聞に記載されていた。宿毛市の状況を問う。

答 令和2年度の全国一斉臨時休校に伴う授業不足分は市内全小中学校で夏休みを短縮し不足時間数を確保した。

問 コロナによる教育格差、学校閉鎖やオンライン学習による影響を問う。

答 現在のところ本市では学校、学級閉鎖等による学力の低下はなかったと考えている。低学年はなかつたと考えている。班活動や合唱を伴う音楽活動、家庭科の調理実習、密集する体育授業は感染リスクが高くとされ実施が難しく、児童生徒もストレスを感じているのではないかと。タブレット端末を活用するなど、教育活動の質を低下させないように進めている。

行政無線難聴地域解消について

問 対策を問う。

答 放送が聞こえないエリアがあり、令和2年度、防災アプリで伝達する情報を固定電話で受信出来るシステムを導入した。

令和3年度、スピーカー設置業者に依頼し、山の地形などを加味して立体的に放送範囲を確認出来るデータを作成したので、これをもとに情報伝達手段を検討していく。

手話言語条例について

問 考え方、対応を問う。

答 現在病院などの手続きの際、手話通訳者を派遣する意思疎通事業を実施し支援をしている。条例制定の予定はないが幅広く情報収集の出来る環境整備を進めたい。





今城 隆 議員

遠隔医療及び離島山間部の医療、介護、生活支援について

問 SUKUMO オンライン医療実証事業の検証結果と課題を聞く。

答 この事業は、スマートフォンなどに専用アプリをダウンロードし、オンラインで予約、診察、決済を行い、処方された薬も配達で受け取れるもの。検証の一つ目は、医療アクセスの向上であり、自宅や仕事の休憩中に受診が出来る、利用者の満足度も高かった。二つ目は、地域医療情報ネットワークの活用による、多剤服用や重複投薬等の防止だが、実証件数が少なく検証できていない。三つ目は、医療提供の効率化である。成果としては、患者の自宅とオンラインでつながり、日常生活の様子を知るメリットについても、医師からの報告があった。

また、診療に必要なスマートフォンやクレジットカードの保有率が75歳以上で極端に低い。そのため、コミュニティナースがタブレットを持参して、オンライン診療を介助することで、より質の高い診療、服薬指導ができた。

問 オンライン医療の今後の展開を聞く。

答 電話やオンラインで受診可能な医療機関は、沖の島診療所を含む9件である。沖の島では、医師不在時に拠点病院とオンラインでつなぎ、診療を行っている。

今後、オンライン診療、コミュニティナースが出向く診療、医療機器を乗せた車が患者の居住エリアに行き、医療を行う方法などを考え、進めている。

問 鶴来島の介護医療等の現状を聞く。

答 島の集落支援員による生活支援、毎月の保健師訪問による健康・生活相談、県の訪問診療を行っている。

介護保険サービスは、住宅改修や福祉用具の購入等に活用できているが、訪問介護が

難しく課題になっている。令和4年度は、介護予防を目的に、掃除、洗濯、買い物等の訪問援助サービスの実施に向け、予算計上している。

問 その他、離島山間の医療介護や、生活支援の対応を聞く。

答 山村振興法による無医地区対策として、タクシー利用助成事業を実施している。これは定期通院しており、同居家族が運転免許を所有していないこと等を条件に、月1万2千円を上限にタクシーチケットを交付している。

鶴来島では、タブレット等を活用し、オンライン健康相談や保健指導をはじめとする活動を行えるようにし、離島でもすぐに保健師とつなげられる体制づくりに努めている。

市全体としては、介護人材の確保が喫緊の課題であるため、介護従事者の就業支援や、介護従事者の負担軽減につながる事業を検討し、実施していく。



松浦 英夫 議員

新型コロナウイルス対策について

問 幡多郡一円に感染拡大の状況が見られるがどのように考えているのか。

答 県全体では、高どまりの状況である。幡多地域においては、感染者の確認は続いており、引き続き感染対策の徹底が必要である。

問 今日の状況を見ると、昨年の非常事態宣言を発した時に比べ危機感が感じられない。感染拡大が続く今こそ、市民に対して再度、強いメッセージを発する時ではないか。

答 新しい生活様式の定着を実感しており、現在の感染状況を鑑みて非常事態宣言を発する段階ではない。今後ワクチン接種を推進しながら様々な場面で感染対策の啓発を引き続き行う。

問 小児への接種が行われているが、保護者の皆さんへ副反応等だけでなく科学的根拠に基づく正しい情報発信が必要ではないか。

答 小児について副反応等のご心配があるかと思うが、情報提供に努める。接種券の中に、案内文書と厚労省の作成したパンフレットを同封している。保護者の皆さんは接種のメリット、デメリットをよく考えて判断してほしい。

問 咸陽小学校や宿毛中学校において臨時休業や学級閉鎖が見られるが、学校の休業なり学級閉鎖の判断はどのような基準で行うのか。

答 国の定めたマニュアルに従い、児童・生徒や教職員に感染が確認された場合、保健所の調査や学校医の助言を踏まえ総合的に判断をしていく。

市役所の高台移転問題について

問 新たな市役所は高台であり、しかも市街地から離れているというのを考えると今まで以上に自家用車での通勤

が増えることが予想される。
職員の駐車場の確保対策はどのようになっているのか。

答 職員用としては、249台分確保している状況である。

問 近隣の住民が大変不安に思っているのが朝夕のラッシュ時の対策でないかと考えるが、その対応を聞く。

答 午前7時30分頃から午前8時30分までの間が予想されるが、入口の県道東西にある信号時間調整等、宿毛警察署の協力をいただき渋滞の緩和に努める。

問 中央保育園は選挙時の投票所として利用されているが、高台移転に伴い今後の対応についての考えを問う。

答 当面の間、今までどおり投票所として利用していきたい。

問 市役所への進入路の浸水対策として、与市明川の土手沿いに新たな道路建設が現在行われているが、完成はいつ頃を予定しているのか。

答 現時点で県は完成時期を

示していないが、工事の進捗率は契約ベースで50%くらいである。



岡崎 利久 議員

宿毛市公共施設等総合管理計画について

問 消防団再編計画の取組状況について問う。

答 消防団の再編については、平成27年に宿毛市消防団再編計画検討委員会を立ち上げて、宿毛市消防団再編計画書を策定し、当時、消防団の幹部団員等とも協議を重ねてきたが、具体的な合意形成ができずに、今日に至っている状況である。しかしながら、消防団員の処遇改善や、安定的な団員の確保等を図っていく上で、再編を推進していくことは避けて通ることはできない、そうした喫緊の課題だというふう

に考えている。このため、再度、再編に向けて、消防団の

幹部団員にも参画をいただく中で、昨年の12月から再編計画書の改編を進めている。

問 津波浸水エリア内にある消防団の詰所等は、地区別にとのくらいあるのか問う。

答 南海トラフ地震の津波浸水エリア内に立地している詰所等は、宿毛、片島、和田、小筑紫、沖の島の5分団の詰所等、全23施設のうち、17施設となる。

分団別の内訳は、宿毛分団が、詰所1施設、片島分団が、詰所4施設全て、和田分団が、6詰所等のうち3施設、小筑紫分団が、8詰所等のうち旧みなみ保育園に高台移転した田ノ浦部を除く7施設、沖の島分団が、車庫等4施設のうち、2施設が津波浸水エリア内となる。

問 今後、津波浸水エリアにある消防団の詰所等をどのようにしていくのか問う。

答 本市の消防団詰所等は、昭和40年代から50年代にかけて建築されたものが多く、ほとんどの施設は、補強プロジェクト造りで、老朽化が進み、震災対策の側面からも、早急な

建て替えが必要な状況になっている。

再編にあたり、詰所の数については、沖の島を除く各分団に1施設を基本とすることで、詰所の集約化が可能となり、より機能的な設備の充実も図ることができるものと、そのように考えているところである。

なお、津波浸水エリア内にある詰所等については、発災後における参集時の安全確保をはじめ、救助、復旧活動を確実に遂行するためにも、高台移転を基本におきながら、地域の皆様の意見も聞く中で、地域の実情に応じた設置場所等の検討を重ねてまいりたいところのように考えているところである。



川田 栄子 議員

新型コロナウイルス感染症について

問 現在の接種状況を問う。

答 1回目87・1%、2回目接種率86・3%である。

問 ワクチンにはロット番号があるが、どのような役目を果たすのか。何か不具合があればどう対応するのか。

答 不具合が生じた場合は追跡をして国民にお知らせをする認識している。

問 ワクチン接種については、かなり同調圧力があつたと聞く。

強制的に摂取させる必要があるのか、同調圧力について問う。

答 接種は強制ではない。効果と副反応のリスク等を理解した上で判断して接種をする。また未接種者に対する差別的対応や接種の強制はあつてはならない。

問 5〜11歳の対象者数を問う。

答 令和4年2月23日時点で978人である。

問 5〜11歳の児童については、ある自治体では案内文書と接種券の一括送付は行わず、

メリット、デメリットをいったんお知らせしてから希望する方の申請を受けて、接種券の送付としている。当市について問う。

答 接種券と案内文書の一括送付を行うことで接種の判断・情報提供ができるかと判断している。

問 若年層の接種に疑問も持つ意見があるが、本市として判断材料の提供について問う。

答 5～11歳用のワクチンの効果や副反応に関する情報提供を接種券送付時に行っている。



川村 三千代 議員

国民健康保険料水準の統一について

問 統一となった場合の本市への影響と認識・考えについて問う。

答 宿毛市は県内では比較的、医療水準が低く、そのため統一されれば短期的には保険税負担が増加する。あくまで試算では、所得割率が1・44%増の13・74%、均等割額が2万3166円増加の5万8666円、平均割額が4130円増額の3万7930円となる。統一が県内国保の持続可能性の確保を目的としていることや、本市でも今後被保険者数の減少が想定されることも踏まえると、将来的に統一は避けられないと考える。ただ本市は医療費が低く国保税が相対的に低く抑えられている現状がある。統一にあたっては、負担の公平性とともにサービスの公平性も重要であり、医療提供体制の均てん化や医療費を抑える仕組みづくりが必要であると考えている。このことから統一の必要性は理解できるが、令和12年度に水準統一を完成させるといふ県案に対しては現状反対の立場であり、後年度へと要望している。

県議会議員の定数について

問 宿毛市・大月町・三原村

選挙区は人口減から定数減を検討されていたが、来春の選挙においては現状のままとし議論は先送りとなった。国政も含め人口の少ない地域の議席が減らされることは疑問であり憂慮するが、県議定数について本市の見解を問う。

答 県議会議員は自治体と県庁のつなぎ役、特に人口減少が著しい郡部の声を県政に反映させる我々の代弁者であり、重要な必要不可欠な存在である。国勢調査をもとに人口比例原則による試算で議員定数が削減されることは大きな問題であると認識しており、それぞれの首長、議員ともしっかりと意見調整していきたい。

誤伐採の現状と対策について

問 誤伐は故意か過失かの立証が難しく、それゆえにそれを悪用する業者が存在する。これは山林所有者の金銭的、精神的損害はもちろん真摯に誠実に林業に携わる同業者にとっても大きなマイナスであるが、どう対応していくのか。

答 誤伐の情報を得た場合は

現地に赴き業者を指導している。又、伐採届提出の際、隣接所有者の同意があるのか確認しているが、誤伐を行った際にはその経緯についての顛末書も提出することになっている。誤伐については全国的にも大きな問題となっており、森林法施行規則等も改正され、令和4年4月1日からは無断伐採等への対策が強化される。本市としても関連機関と連携し、徹底した指導・防止に取り組んでいく。



野々下 昌文 議員

奨学金返還助成制度について

問 奨学金返還助成制度の取り組みについて市長の見解を問う。

答 本事業に取り組むことにより奨学金利用者の負担軽減はもとより本市への移住・定住の促進や各産業における担

い手不足の解消等に大いに期待している。都市部の大学等へ進学や就職をされた方の中には卒業後、又、将来的には本市へ帰りたい思いを持たれている方が多くいると思われている。この制度は複数年にわたる支援制度であり宿毛出身者が安心してふるさと宿毛へ帰ってくるきっかけや定住につながるようUターン希望者を応援する制度である。

子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開について

問 積極的な接種勧奨を中止していた期間に機会を逃した女性に公費で接種するキャンペーンアップ接種の運用法や期間、具体的な対処方法、併せて本市の対象者数を問う。

答 接種機会を逃した全ての方に對し予診票を同封した個別通知を一齐に行う予定としており対象者は予防接種と同様に自身で接種を受けられる医療機関に予約をし本市から送付した予診票を使用し令和4年4月から令和7年3月までの3年間で接種を受けて頂く。また、対象者は平成9年4月2日から平成18年4月1

日生まれのHPVワクチン接種が完了していない482名となる。

重層的支援体制整備事業、社会福祉法の改正の内容について

問 コロナ過で個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し8050問題や介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷や虐待、孤立死など新たな課題が表面化している。今回の法改正に伴い市は相談支援体制の整備、いわゆる重層的支援体制整備事業を積極的に推進すべきと考え、取り組みや整備のあり方について問う。

答 市町村が行う枠組みは相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援が示されている。具体的な内容としては相談支援では本人や家族の状況に関わらず様々な相談を受け止める。断らない相談支援を実施し関係機関が連携して必要な支援機能につなぎ、訪問等、継続的な支援を行う。参加支援では引き籠りや既存の取り組みで

は対応のできないはごまのニーズに対し本人や家族の状況に寄り添いながら地域社会とのつながりを回復するための取り組みを行う。地域づくりに向けた支援では地域社会から孤立することのないよう居場所づくりや住民相互の交流、活動の場を確保する地域づくりに向けた支援を行う内容となっている。



山戸 寛 議員

沖の島、鵜来島と一部地域のし尿処理について

問 し尿の法的定義とその処理責任について問う。

答 し尿は一般廃棄物に該当し、法律及び条令に基いて市が適正な処理を講じなければならないことになっている。

問 市は具体的にどのようなことを行っているのか。

答 各家庭のし尿の収集運搬業務や浄化槽の清掃業務については市内の許可業者4社が行い、和田にある幡西衛生処理センターで処理を行っている。

問 汲み取りの際の料金体系について問う。

答 汲み取り料金は宿毛市、大月町、三原村の処理業者が加入している幡西衛生業組合で定めている。10リットルあたり110円を上限とし、最低料金は汲み取り式で4400円、浄化槽は単独で2万2000円、合併で2万7500円となっている。延長ホースの必要がある場合は20メートルあたり上限1000円の別途料金が必要となる。

問 このような市内全域で適用されている料金体系だけでは対応できないケースが離島を含めて何か所あり、業者はどのような形で対応しているのか問う。

答 栄喜地区の一部、5、6軒と沖の島、鵜来島が該当地区になろうかと思うが、単独の業者では収集作業に困難が伴うため、幡西衛生業組合と

して協働で汲み取り作業を行っている。

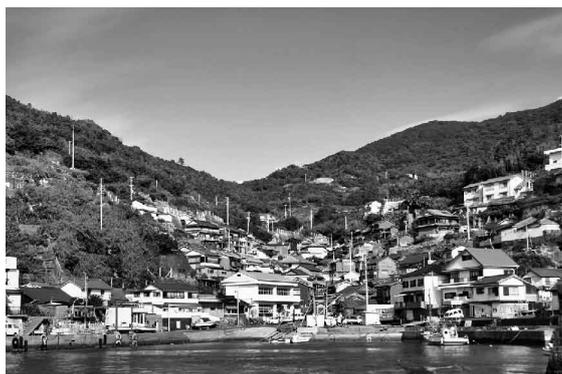
問 これらのケースについては市としてしかるべき対応がなされていることになっているが、その内容について問う。

答 栄喜地区の一部については、市が無償で延長ホースの貸し出しを行っている。沖の島、鵜来島に関しては、バキュームカーの往復の運搬について、市が起重機船を借り上げの上実施しており、収集作業員の渡航費用に関しても、市で渡船の借り上げを行って業者に費用負担が発生しないようにしている。

問 交通手段の確保はなされているし、一定の保険への配慮もなされている。とはいえ業者は業者でこれらのケースでは割りの悪い状態に置かれたままになっているのではないのか。一種の損失や負担額増に対する補てん策について問う。

答 沖の島、鵜来島のし尿収集業務は収集業者の協力なしでは到底実施できるものではないと認識しているし、毎年、毎回大きな苦勞をかけている。

し尿の収集運搬業務については住民の方々の清潔で快適な生活の保全を図る上で、最も基本的かつ重要な業務であると認識している。延長ホース料金といった住民負担や収集業者に対する損失補てん策に関しても、他市町村の取り組みも参考にしながら、本市としても検討して行きたい。



決 議

議員より提出された次の決議案を全会一致で原案のとおり可決しました。

◎決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議について

2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

宿毛市議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するように強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	闇倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡闢利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	饒田陸紀	議決結果
案件															
議案第5号	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	×	議長	○	同意

【○：賛成 ×：反対】

●議会用語Q & A

Q 議会の自律権とは。

A 議会が、議会内部のことについて、他から干渉されることなく自主的に決定する権限をいいます。具体的な内容としては、①議会の組織、運営、議長等の選挙、②会議規則の制定、③議員の懲罰、④議員の資格決定、⑤規律、⑥傍聴人に対する措置、⑦議会自主解散などをあげることができます。

★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

3月定例会の会議録は6月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



～編集後記～

暦の上でははや立夏となり、心なしか日差しも明るく強くなってきました。

さてこの度、災害に強いまちづくり計画の一環である高台への市庁舎移転も完了し、新庁舎の供用が開始されました。発災時においてその役割は重要ですが、なにより通常業務を機能的にかつ効率的に遂行し、市民サービスの向上と充実を期待いたします。

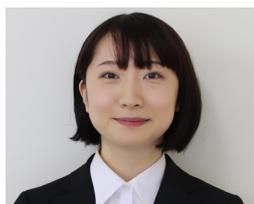
また、宿毛市名誉市民として、梶原大樹氏（元関脇・豊ノ島）岡本知高氏（ソプラニスタ）の2名が新たに選定されました。

お二方の功績は言うまでもなく大きく、今後におきましても更なるご活躍を祈念いたします。すがすがしい若葉の季節、暑い夏に向け、大いに英気を養いたいものです。

＜編集委員会＞

- 委員長 山戸 寛
- 副委員長 今城 隆
- 委員 堀 景
- 委員 三木 健正
- 委員 川村三千代

三木 健正



川田 奈津子
(企画課)



宮本 留伊
(危機管理課)



山本 和志
(市民課)



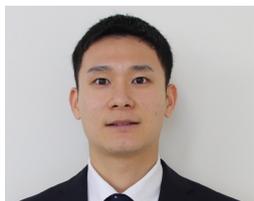
徳田 大稀
(税務課)



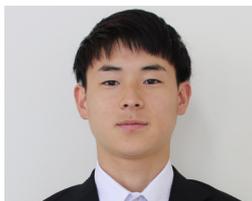
斉藤 祥太郎
(産業振興課)



石崎 真一郎
(土木課)



河原 大介
(幡多西部消防組合)



小野川 心乃祐
(幡多西部消防組合)



田中 愛奈
(平田保育園)



岡崎 未奈美
(きぼうが丘保育園)



北村 紗和
(きぼうが丘保育園)



武田 志保
(山田保育園)



井上 浩太
(きぼうが丘保育園)

坂本図書館新刊だより

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

(内容紹介は、(株)図書館流通センター TRC MARC より)

● ふしぎな図書館と魔王グライモン

廣嶋 玲子 作 / 江口 夏実 絵
講談社



「ヘンゼルとグレーテル」の物語がおかしくなっていることに気づいた宗介。おもしろさをひとりじめしたがる魔王グライモンによって物語から盗まれたキーパーツを探し出し、物語の世界を守ることに…。ポストカード付き。

● THE フルーツストック

藤野 貴子 著
学研プラス



さっと煮、シロップ漬け、冷凍…。使いやすいフルーツを厳選し、そのままよりもフレッシュな魔法のストック方法を紹介。ストックしたフルーツを存分に楽しめるアレンジレシピも多数掲載する。

● のいちごつみ

さとう わきこ 作・絵 / 福音館書店

● 16歳の仕事塾

堀部 伸二 著 / 山岸 慎司 著 / 中央経済社

● 天の蚕が夢をつむぐ

谷本 雄治 著 / フレーベル館

● 夏の体温

瀬尾 まいこ 著 / 双葉社

2022年度 全国統一防火標語 問 宿毛消防署 ☎ 63-3111 (代表) ☎ 63-3300 (火災・災害用)

国民の防火意識の向上により1件でも多く火災を減らすことを目的に、毎年全国統一防火標語を決めて啓発活動を行っています。全国から寄せられた作品から、選考委員による厳正な審査の結果、次の標語が入選作品に選ばれました。ご自宅で過ごす時間が増えたと思いますので、ご自宅での火の取り扱いには十分ご注意ください。

標語 お出かけは マスク戸締り 火の用心



住民税非課税世帯等 臨時特別給付金

問 福祉事務所 ☎ 62-1240

新型コロナウイルスの影響が長期化するなか、国民の生活を支援する取り組みの一つとして、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を支給する制度を実施しています。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

対象者の方には、2月18日(金)に確認書を発送しています。 **受付期限** 5月18日(水)

なお、以下の方は非課税世帯にもかかわらずお手元に確認書が届いていない場合があります。確認書がお手元に届いていない場合は福祉事務所までご連絡ください。

- 住民票上の住所以外に居住している場合
- 令和2年中の収入に係る税の申告が済んでいない場合
- 基準日(令和3年12月10日)において扶養者と離別、死別等している場合 など

家計急変世帯に対する臨時特別給付金

令和3年1月以降、**新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した**ことにより、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯が対象です。任意の1カ月の収入×12により判定します。

申請方法 福祉事務所窓口にて申請

- 持参物**
- 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し
 - 申請者の受取口座確認書類(通帳、キャッシュカードなど)の写し
 - 世帯員それぞれの収入額等の分かる書類(確定申告書、源泉徴収票、給与明細等の写しなど)

すくもいきいきサロン 体組成診断機器導入

問 長寿政策課 ☎ 62-1234

体組成診断機器「Inbody(インボディ)」を導入しました。Inbodyは、体水分・タンパク質・ミネラル・体脂肪を定量的に分析し、栄養状態に問題がないか、体がむくんでいないか、身体はバランスよく発達しているかなど、人体成分の過不足を評価することができる診断機器です。

「自分の体の状態が知りたい」、「運動をするにあたっての目標が欲しい」という方は、サロンご利用の際にぜひご活用ください。

すくもいきいきサロン

場所 宿毛市長田町2番2号(サニーマートFCサングリーンクリハラ敷地内)

日時 月～土曜日(日曜日はお休みです)9時～12時、13時～19時

※4月1日より時間・曜日が変更になりました

料金 宿毛市内在住の65歳以上の方：無料

64歳以下または市外在住の方：200円/1時間

※初回ご利用時には登録が必要です。身分証明書(免許証、保険証等)をお持ちください。

持参物 屋内シューズ、飲み物、タオルなど



国民年金の手続きはお済みですか

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

就職や退職、結婚などで種別が変わるときは変更の届出が必要です

公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、病気や事故で障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合う制度です。日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方で、他の年金制度に加入していない方は、国民年金の被保険者となります。

届出をしなかったために将来の年金額に影響が出る場合があります。必要な手続きはお早めに！



- 持参物**
- 基礎年金番号の分かるもの (年金手帳や基礎年金番号通知書、年金証書など)
 - 退職日が確認できる書類 (離職票、雇用保険受給資格者証など)
 - 本人確認のできるもの (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

4月からの老齢年金

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

老齢年金の繰り下げ受給の上限年齢が75歳に引き下げ

高齢期の就労拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給開始時期を選択できるようにすることを目的として、4月から繰り下げ上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

老齢年金を66歳以後に受給開始 (繰り下げ受給) する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額 (1月あたり0.7%増額) します。

これまでの取り扱い

繰り下げの上限年齢：70歳
増額率上限42% (60月×0.7%)



4月以降の取り扱い

繰り下げの上限年齢：75歳
増額率上限：84% (120月×0.7%)
対象者：昭和27年4月2日以降生まれの方
受給権発生日が平成29年4月1日以降の方

* 令和4年3月31日時点で70歳以上の方などは令和4年4月1日以降も上限年齢は70歳となります。

老齢年金の繰り上げ減額率の見直し

老齢年金を65歳前に受給開始 (繰り上げ受給) する場合、年金額は繰り上げ請求した月から65歳到達月の前月までの月数によって、1月あたり0.4%減額 (最大24%減額) に変更されました。

これまでの取り扱い

減額率の計算 = 繰り上げ請求した月から65歳到達月の前月までの月×0.5%
最大減額率：30% (60月×0.5%)



4月以降の取り扱い

減額率の計算 = 繰り上げ請求した月から65歳到達月の前月までの月×0.4%
最大減額率：24% (60月×0.4%)
対象者：昭和37年4月2日以降生まれの方

* 令和4年3月31日時点で60歳以上の方は令和4年4月1日以降も1月あたり0.5%の減額率が適用されます。

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日時 5月17日 (火)
9時30分～12時、13時～15時

場所 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

予約 幡多年金事務所へ**直接予約のお電話**をしてください。
ご予約はお早めに。

持参物

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの
- マイナンバーの分かるもの

代理人の場合

- 委任状
 - 委任者と代理人の本人確認ができるもの
- ※ 詳細については、予約の際にお尋ねください。

介護用品給付および家族介護慰労金支給

問 長寿政策課 ☎ 62-1234

寝たきりや認知症など、重度要介護高齢者（65歳以上）を在宅で介護している家族の経済的・身体的な介護負担を軽減し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

介護用品給付

支給内容	上限額以内で、紙オムツ・尿とりパッド・使い捨て手袋・消臭用品・清拭用品	
給付上限額	1年間1人あたり7万5千円以内	※1年間1人あたり6万円以内
主な要件	●要介護者、介護者ともに、市民税非課税の世帯	※要介護者が市民税非課税、介護者が市民税課税の世帯
	●要介護者が要介護4以上、またはそれに相当する状態であると認められる者	
	●要介護者、介護者ともに、介護保険料の滞納がない	
	●要介護者、介護者ともに、生活保護を受けていない	

家族介護慰労金支給

支給内容	1年間1家族あたり10万円
主な要件	●支給申請日前1年間、要介護者が <u>※要介護3以上</u> 、またはそれに相当する状態であると認められる者
	●要介護者、介護者ともに、介護保険料の滞納がない
	●要介護者、介護者ともに、生活保護を受けていない
	●支給申請日前1年間、「介護保険サービス」の居宅サービスまたは施設サービスを利用しておらず、医療機関等に入院していない
	*ただし、年間10日間以内の短期入所（ショートステイ）の利用または医療機関等への入院を除く。

※は、令和4年度から拡充されました。

持参物 介護保険被保険者証 **申込先** 長寿政策課予防係

宿毛市老人クラブ連合会 さくらクラブ宿毛

問 宿毛市老人クラブ連合会事務局 ☎ 65-7665

一人では続かないけれど、スポーツや体操に誘ってくれる仲間がいる、楽しく参加できる趣味の活動がある、さくらクラブ宿毛で活動することは、大きな安心と元気づくりにつながります。楽しい活動だけでなく、地域の清掃や見守り活動など、地域を支える自主的な活動も行っています。住みやすいまちをつくっていくこともさくらクラブ宿毛の大切な役目となっています。



あなたもクラブ活動に参加し、仲間と一緒に明日を実りあるものにしませんか。

対象者 宿毛市在住のおおむね60歳以上の方

サークル活動一覧

	活動日(頻度)	時間	場所
将棋サロン	毎週火曜日(毎月4回)	9:30~12:00	宿毛市総合社会福祉センター
書道教室	第1、4火曜日(毎月2回)	9:30~11:30	宿毛市総合社会福祉センター
宿毛創年太鼓	毎週火曜日(毎月4回)	13:30~15:30	宿毛市総合社会福祉センター
歌謡体操	毎週水曜日(毎月4回)	13:00~15:00	宿毛文教センター
舞踏体操	第1、3水曜日(毎月2回)	10:00~12:00	宿毛文教センター
フロッカー・ポッチャ	第1、3木曜日(毎月2回)	13:30~15:30	宿毛市和田体育館

※サークル活動のほか、グラウンドゴルフ大会や公式ワナゲ大会、スポーツ大会、オールドパワー文化展、シルバー芸能大会などの行事も行っています。

現況届の提出が原則不要になります

毎年6月に提出していた現況届が不要になります。ただし、次の方は引き続き現況届の提出が必要ですので、6月初めに通知書を送付します。

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が宿毛市でない方
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- その他、宿毛市から提出の案内があった方

変更がある場合は、届出が必要です

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

特例給付の支給にかかわる所得上限額が設けられます

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を支給し、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。また、児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。

- ※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。
- ※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

宿毛市産後ケア事業を利用しませんか

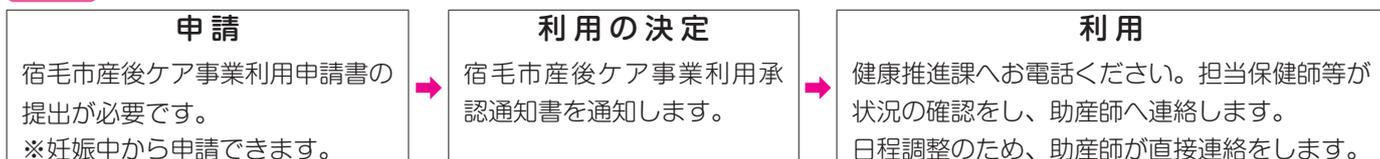
宿毛市産後ケア事業では、産婦さんや赤ちゃんを対象に、助産師が訪問し、産後の不安や母乳相談、育児相談に対応します。

対象者 宿毛市に住民票と居住地のある産後1年未満の産婦さんと赤ちゃん

内容 ● 乳房ケアや授乳方法についての相談（乳房マッサージを含む）
● 出産後の身体的回復についての相談 ● 育児や日常生活についての相談

回数 産後1年までに2回（1回の利用時間2時間以内） **利用料** 無料

利用方法



飼い主のいないメス猫の不妊手術等助成金

問 健康推進課 ☎ 62-1235

宿毛市では、動物愛護の趣旨に基づき、不必要な繁殖および飼い主のいない猫の増加を抑えることで不幸な猫をなくすことを目的として、飼い主のいないメス猫の不妊手術費用の一部を助成する「令和4年度宿毛市飼い主のいないメス猫の不妊手術等補助金交付事業」を実施しています。



締切 令和5年3月10日（金）まで

※予算がなくなり次第申請の受付を終了します。

金額 市内に生息する飼い主のいないメス猫1匹につき最大5,000円を補助します。

※不妊手術等で病院に支払った金額が5,000円未満の場合は、その金額の100円未満を切り捨てた額となります。

対象者 高知県が交付する「令和4年度飼い主のいない猫（メス）不妊手術等実施決定通知書」の送付を受けた方

持参物 ●不妊手術等の領収書（*）

- 高知県が交付する「令和4年度飼い主のいない猫（メス）不妊手術等実施決定通知書」（*）
- 補助金の振り込みを希望する口座情報が分かるもの（通帳など）
- 認め印（令和4年度、はじめての申請の方）

*いずれも原本に限りますが、コピーした後に返却します。

ひとり親家庭医療費助成制度

問 福祉事務所 ☎ 62-1240

ひとり親家庭の保護者と18歳までの児童の医療費を助成します。この助成を受けるには、申請が必要です。5月は、ひとり親家庭医療費受給資格の更新月です。現在、助成を受けている方には、4月下旬に届出用紙を送付していますので、忘れずに提出してください。



受付期間 5月2日（月）～31日（火） ※土日・祝日を除く。

対象者 所得税非課税世帯

※税の確定する6月に審査が必要となります。ただし、税制改正により廃止された年少扶養・特定扶養控除上乗せ分があるものとして審査するため、実際の課税状況と審査結果が異なる場合があります。

受付方法 福祉事務所子育て推進係窓口または郵送

提出物 ●対象者全員の健康保険証 ●ひとり親家庭医療費受給者証

※受給者によって必要書類を別に提出していただく場合があります。

※児童とは18歳に到達する日以後最初の3月31日までの間にある者です。

心の健康相談

保健師・相談員等による電話・面接相談を随時お受けしています。

相談窓口

- | | |
|---|---|
| ● 健康推進課 健康指導係
☎ 62-1235 | ● 高知県立精神保健福祉センター
☎ 088-821-4966 |
| ● 高知県幡多福祉保健所健康障害課 精神保健福祉担当
☎ 0880-34-5124 (直通) ☎ 0880-35-5979 (代表) | ● お酒の悩みごと相談 幡多断酒会 大江 拓
☎ 090-1173-4672 |

広報すくものコーナー「すくすくもっ」とに掲載していただけるお子さんの写真を随時募集しています。詳しくは宿毛市ホームページ内のすくすくもっとのページをご覧ください。(http://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-05/sukusuku.html) 問 企画課 ☎ 62-1255

後期高齢者健康診査を受診しましょう

問 健康推進課 ☎ 62-1235

健康診査は、血液や尿検査などを実施し、皆さんがご自身の健康状態を知る良い機会となっています。生活習慣病等が疑われた場合は、早期に再検査や適切な治療を受けることで、病気の重症化を予防できます。

対象者 高知県後期高齢者医療の被保険者の方 ※長期入院中の方、施設等への入所者の方は対象外

受診券 次に該当する方には、受診券を事前送付します。該当しない場合も、申し込みにより健診を受診することができます。

- 令和3年度に医療機関で健診を受けられた方（健診受診月までに送付します）
- 生活習慣病で通院中でない健診対象者の方
- 昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの方

申込 ● 健康推進課まで電話申し込み

- 健康推進課窓口にて申込書を提出（郵便・FAX 62-1270でも受け付けます） ※各支所・隣保館でも提出できます。

自己負担 無料 **持参物** ● 被保険者証 ● 受診券 ● 問診票

受診回数 4月1日（金）～令和5年3月31日（金）の期間内に1回

受診方法 宿毛市が実施する集団健診または医療機関での個別健診



妊婦歯科健康診査を受けましょう

問 健康推進課 ☎ 62-1235

妊娠中は、ホルモンバランスや食生活の変化などで口内環境が悪くなり、歯周病による早産や低体重児のリスクが高まると報告されています。健やかな妊娠・出産のため、妊婦歯科健康診査を受診しましょう。

対象者 宿毛市に住所を有し、妊娠届出を行い、宿毛市妊婦歯科健康診査受診票を交付された方

受診機関 高知県内の妊婦歯科健康診査を実施している歯科医療機関

受診方法 ● 妊娠期間中に1回 ※安定期（16週～27週）の受診をお勧めします。

- ご希望の歯科医療機関へ予約し、当日は宿毛市妊婦歯科健康診査受診票と、母子健康手帳をお持ちのうえ受診してください。

費用 無料 **有効期間** 宿毛市妊婦歯科健康診査受診票交付日から出産の前日まで



妊娠・子育ての相談窓口 子育て世代包括支援センター

問 健康推進課 ☎ 62-1235

困った時にいつでも相談できる場所や人がいて、妊婦さんから子育て中のお父さん・お母さんたちが孤立せず楽しみながら子育てができる。そんな宿毛市を目指して、「子育て世代包括支援センター」を開設しています。

妊娠・子育てに関する不安、悩み、困りごとなど子育て世代の相談に母子保健コーディネーター（保健師、看護師）が対応します。

プライバシーに配慮した相談室もありますので、お気軽にご利用ください。

場所 市役所1階

時間 月～金 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く。



母子保健

乳児健康診査

※対象児に個人通知します。

日	場 所	受 付 時 間
10 金	宿毛文教センター	9:00 ~ 10:00

赤ちゃん広場

日	場 所	実 施 時 間
2 木	和田集会所	9:30 ~ 11:30
	宿毛市総合社会福祉センター	

1歳6か月児、3歳児健康診査

※対象児に個人通知します。

日	場 所	受 付 時 間
8 水	宿毛文教センター	12:15 ~ 13:35

成人保健

【セットけんしん】特定健康診査および各種がん検診

※各健診とも、単独での受診が可能です。

日	場 所	肺がん検診および結核検診	胃がん検診（バリウム検査）	特定健康診査 / 前立腺がん検診 / 大腸がん検診
16 木	宿毛市総合運動公園（武道場）	8:00 ~ 8:40	予約制（午前のみ）	予約制
		13:00 ~ 13:30		
22 水	宿毛市総合社会福祉センター	8:00 ~ 8:50	予約制（午前のみ）	予約制
		13:00 ~ 13:30		

肺がん検診および結核検診

日	場 所	受 付 時 間	日	場 所	受 付 時 間
16 木	宿毛市総合運動公園（アリーナ横駐車場）	8:00 ~ 8:40	22 水	宿毛市総合社会福祉センター	8:00 ~ 8:50
	楠山多目的集会所	9:10 ~ 9:20		さゝな橋の元	9:30 ~ 9:40
	坂本多目的集会所	9:35 ~ 9:50		小川バス停留所付近	10:00 ~ 10:10
	橋上生活改善センター	10:05 ~ 10:35		高石集会所	10:30 ~ 10:40
	中角バス停留所付近	10:50 ~ 11:05		二ノ宮集会所	10:50 ~ 11:20
	宿毛市総合運動公園（アリーナ横駐車場）	13:00 ~ 13:30		宿毛市総合社会福祉センター	13:00 ~ 13:30
	錦集会所付近	14:00 ~ 14:10		旧宿毛市役所西庁舎（長田町）	13:45 ~ 14:15
	山本アパート駐車場（貝塚）	14:20 ~ 14:50		旧宿毛市役所正面玄関（桜町）	14:25 ~ 15:05
	坂ノ下集会所	15:05 ~ 15:20		和田集会所	15:15 ~ 15:40
	押ノ川集会所	15:35 ~ 16:00		正和隣保館	15:50 ~ 16:10

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種

問 健康推進課 ☎ 62-1235

平成25年6月より、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症予防接種の積極的勧奨が差し控えられていましたが、令和4年4月より対象者への個別勧奨を再開することとなりました。対象となるのは、通常の定期接種対象者に加え、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方も対象となります（キャッチアップ接種）。

接種回数 約6カ月の間に3回 **実施場所** 高知県内の受託医療機関 **料金** 無料

[令和4年度対象者]

通常の定期接種

キャッチアップ接種

対象者 小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女性**対象者** 平成9年4月2日～平成18年4月1日までの間に生まれた女性**接種可能期間** 高校1年生相当の年度末（3月31日）まで**接種可能期間** 4月1日（金）～令和7年3月31日（月）

- 通常の定期接種の方へは、標準的接種年齢である中学1年生以上の方に個別通知しています。小学6年生の方も接種を受けることは可能ですので、希望される方は、健康推進課までお越しください。
- 積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種を受けた方は、かかった費用のうち規定の額を払い戻すことができる場合がありますので、健康推進課までご連絡ください。

日 曜	行 事 名	時 間	場 所	問 い 合 せ 先
1 日	第 65 回高松宮賜杯 幡多予選 (野球)	9:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎ 66-1467
7 土	高知県中学校通信陸上大会 (幡多大会)	9:00	宿毛市総合運動公園	西部教育事務所 ☎ 0880-35-5981
	宿毛市・大月町・土佐清水市中学校球技大会 (野球) (~ 8 日)	9:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎ 66-1467
	子ども将棋教室	9:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
	宿毛!! ワクワクたいけんひろば (ポッチャ教室)	10:00	正和児童館	(特非) じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321
9 月	ふれあい保育 (リトミック)	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
	ふれあい保育	9:30	市内各保育園	市内各保育園
12 木	マイナンバーカード交付・電子証明書 夜間窓口開設日	17:15	市役所	市民課 ☎ 62-1233
14 土	宿毛市・大月町・土佐清水市中学校球技大会 (サッカー)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	宿毛市・大月町・土佐清水市中学校球技大会 (卓球)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	宿毛市・大月町・土佐清水市中学校球技大会 (バレー) (~ 15 日)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	「春の山野草と四万十川石」展	9:00	宿毛まちのえき林邸	宿毛まちのえき林邸 ☎ 0880-79-0563
	第 26 回宿毛カップ少年サッカー大会 (~ 15 日)	10:00	宿毛市総合運動公園	NPO 法人グリーンスポーツすくも ☎ 090-3461-4868
	第 1 回長距離記録会 (陸上競技)	18:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
15 日	「春の山野草と四万十川石」展 山アジサイの育て方講座	10:00	宿毛まちのえき林邸	宿毛まちのえき林邸 ☎ 0880-79-0563
17 火	出張年金相談 (予約制) ※予約は幡多年金事務所へ	9:30 13:00	市役所	幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)
18 水	ほっと広場*南~母推 (ぼすい) さんの事業	10:00	宿毛市総合社会福祉センター	健康推進課 ☎ 62-1235
19 木	ほっと広場*西~母推 (ぼすい) さんの事業	10:00	西地区防災コミュニティセンター	健康推進課 ☎ 62-1235
	通学路安全の日「三木の日」	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
20 金	あいさつ・声かけ運動	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
21 土	宿毛!! ワクワクたいけんひろば (多肉植物寄せ植え教室)	10:00	正和児童館	(特非) じんけんネットすくも ☎ 090-9710-3321
	しげちゃんち ~障害のある子どもとその家族みんなで楽しもう~	14:00	正和隣保館	手代岡児童館 ☎ 66-0756
22 日	第 9 回宿毛まるごと産業祭	9:00	宿毛市総合運動公園	産業振興課 ☎ 62-1243
	こども食堂 ゆめ	11:00	宿毛市総合運動公園	こども食堂ゆめ ☎ 090-5146-7529
	休日市税納付窓口開設日	9:00	税務課	税務課 ☎ 62-1239
23 月	ふれあい保育 (リトミック)	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎ 63-2914
	宿毛文教センター殺虫消毒日	終日	宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
26 木	マイナンバーカード交付・電子証明書 夜間窓口開設日	17:15	市役所	市民課 ☎ 62-1233
27 金	生きがい大学さくら学園 入学式	13:30	宿毛文教センター	長寿政策課 ☎ 62-1234
	生きがい大学さくら学園 講演	14:00	宿毛文教センター	長寿政策課 ☎ 62-1234
28 土	子育て講演会「うまれてきてくれてありがとう」	14:00	宿毛文教センター	(特非) じんけんネットすくも ☎ 63-2254
29 日	第 77 回天皇賜杯 幡多予選 (野球)	9:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎ 66-1467
	第 7 回宿毛マラソン	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎ 66-1467
	梅狩り祭り	9:00	楠山公園 (橋上町楠山)	山里の家 ☎ 64-7037
31 火	一日行政相談	13:00	宿毛文教センター	総務課 ☎ 62-1253

お誕生おめでとう (令和 4 年 3 月受付分)

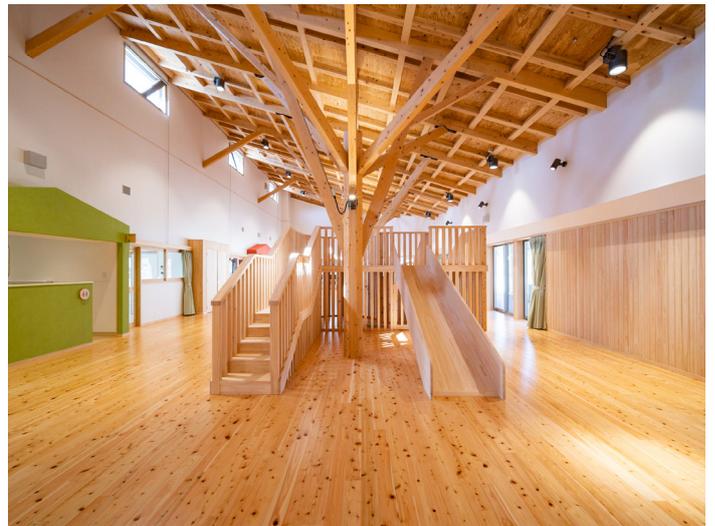
住 所	赤ちゃん	保護者
高砂	みぞばた みゆ 溝端 美結	哲平
高砂	くたに ここの 九谷 皐心	泰広
宿毛	もとやま いづく 本山 慈	貞治

ご冥福をお祈りします (令和 4 年 3 月受付分)

住 所	氏 名	享 年
小筑紫町内外ノ浦	西家 藤男	76
橋上町坂本	三代木 勲	94
西町 5 丁目	岡本 高子	72
宇須々木	森下 芳枝	104
山奈町山田	中平 朝子	91
平田町戸内	和田 功	92
西片島	吉松 敏雄	78
沖の島町弘瀬	高坂 亀男	92



きぼうが丘保育園が開園しました！



中央保育園、咸陽保育園、私立大島保育園の園児たちが通える新保育園として高台に開園した、きぼうが丘保育園の入園式が4月4日（月）に行われました。

子どもたちが毎日通いたいと思える安心・安全な「楽しい保育園」を目指して取り組んでいきます。

また、開園にあたり、たくさんの寄贈をいただきありがとうございました。大切に活用させていただきます。



寄贈者名	寄贈品
咸陽保育園保護者会 様	絵本、おもちゃ
(株)四国銀行 様	ひよこの滑り台
(SDGs 私募債「地域応援債」 発行企業：増田商事(株) 様)	
四万十教遊社 様	くまさんの掲示板
宿毛市地区長連合会西支部 様	木絵時計
(株)スクブン 様	ラベルライター
(有)西光堂 様	おもちゃセット、身長鏡
(協)西部木材センター 様	木のベンチ
タイム技研高知(株) 様	プレイハウス
中央保育園保護者会 様	絵本

※五十音順



「災害に強いまちづくり」の一環として造成した希望ヶ丘に、新庁舎が完成しました。災害に強いことはもちろん、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、すべての人に優しく使いやすい庁舎となっています。市民の皆さんに安心してご来庁いただけるよう、新庁舎について紹介します。

充実した防災機能



自家発電設備 電力供給が1週間可能



マンホールトイレ 発災後の簡易トイレ



木製貯水槽 1週間分の飲料水を確保



備蓄倉庫 災害時の物資備蓄

環境に配慮した庁舎



高断熱の複層ガラスや自然換気システムを導入し庁舎の熱負荷を低減、エネルギーの消費効率を高めます。

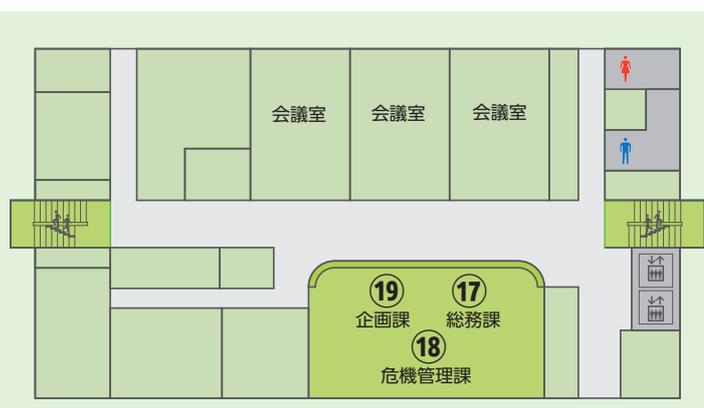


雨水を貯留し、庁舎内のトイレで「流し水」として利用します。



4 F

- ⑳ 議会事務局
- ㉑ 監査委員事務局
- ㉒ 人権推進課
- ㉓ 選挙管理委員会



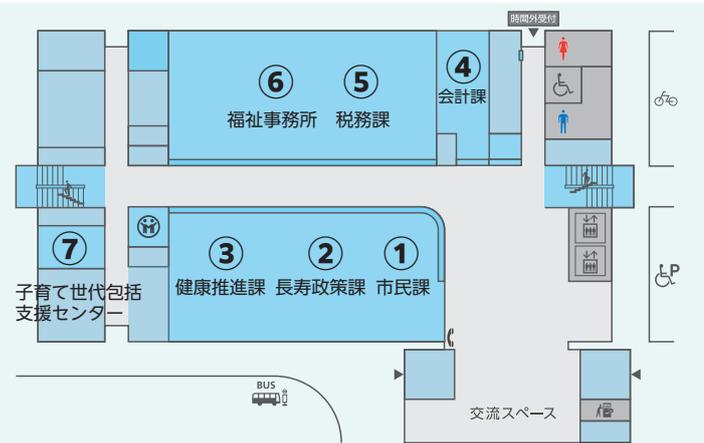
3 F

- ⑰ 総務課
- ⑱ 危機管理課
- ⑲ 企画課



2 F

- ⑧ 商工観光課
- ⑨ 産業振興課
- ⑩ 農業委員会
- ⑪ 生涯学習課
- ⑫ 学校教育課
教育研究所
- ⑬ 水道課
- ⑭ 土木課
- ⑮ 都市建設課
- ⑯ 環境課



1 F

- ① 市民課
- ② 長寿政策課
- ③ 健康推進課
- ④ 会計課
- ⑤ 税務課
- ⑥ 福祉事務所
- ⑦ 子育て世代包括支援センター